

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた都市の4月の検針日から翌年4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申し出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能でエネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施工例に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）をさし引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数

は切り捨てます。

2. 電源調達調整費

(1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、電源調達調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。なお、電源調達調整単価は、下記(2)または(3)の方法により算定するものとし、下記(2)ハの場合および下記(3)ロ(イ)の場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金から差し引くものとし、下記(2)ニおよび下記(3)ロ(ロ)の場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金に加えるものとし、以下、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域を電力エリアといたします。

(2) 電源調達調整単価

電力エリアにおける電源調達調整単価は、以下のイに定めるエリアプライス平均値およびロに定める託送損失率に基づいて、以下のハ、ニまたはホのとおり算出され、ヘのとおり適用されるものとし、

イ エリアプライス平均値

エリアプライス平均値とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月21日から翌月20日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス(税抜)
中部電力パワーグリッド	中部エリア エリアプライス

ロ 託送損失率

託送損失率とは、電力エリアで供給を行う一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。

なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める損失率が改定された場合、託送損失率は、それにあわせて変更されるものとし、

ハ (還元) 電源調達調整単価

電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α を下回る場合、電源調達調整単価は、「(還元) 電源調達調整単価」といい、調整基準価格 α から電力エリアのエリアプライス平均値を減じた単価を

託送損失率で修正した値に消費税等相当額（10％）を加算した金額とします。

（還元）電源調達調整単価

$$= (\text{調整基準価格 } \alpha - \text{電力エリアのエリアプライス平均値}) \div (1 - \text{託送損失率}) \times 1.1$$

ニ （請求）電源調達調整単価

電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 β を上回る場合、電源調達調整単価は、「（請求）電源調達調整単価」といい、電力エリアのエリアプライス平均値から調整基準価格 β を減じた単価を託送損失率で修正した値に消費税等相当額（10％）を加算した金額とします。

（請求）電源調達調整単価

$$= (\text{電力エリアのエリアプライス平均値} - \text{調整基準価格 } \beta) \div (1 - \text{託送損失率}) \times 1.1$$

ホ ハまたはニ以外の場合の電源調達調整単価

電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α 以上かつ調整基準価格 β 以下となる場合の電源調達調整単価は、0円といたします。

【調整基準価格表】

調整基準価格 α および調整基準価格 β は次のとおりといたします。

電力エリア	調整基準価格 α	調整基準価格 β
中部電力パワーグリッド	9 円 88 銭	10 円 88 銭

へ 電源調達調整単価の適用

以下に定義する算定期間における電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された電源調達調整単価を、以下に定義する期間の使用電力量に適用いたします。

算定期間	適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間

3. 契約種別

需要区分	契約種別	
電灯需要	電灯契約	きほんプラン
		【夜】生活フィットプラン
		【昼】生活フィットプラン
		プランC
動力需要	動力契約	低圧動力ワイドプラン

4. 適応範囲と料金単価

従量電灯および低圧電力の適用範囲、その他条件、料金単価（消費税等相当額込）は、つぎのとおりとなります。

<従量電灯>

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	適用範囲
きほんプラン 【夜】生活フィットプラン 【昼】生活フィットプラン	契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
プラン C	契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量

項目	内容
契約電流	契約電流は 30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア または 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出 によって定めます。
契約容量	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別 表 5(契約容量および契約電力の算定方法)により算 定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあ らかじめ設定していただきます。なお一般送配電事業 者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じ て確認いたします。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において低圧電力とあわせてご契約する場合の注意事項

1 需要場所において従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）、または契約容量（1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であることとします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、当該合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(6) 料金単価 (消費税等相当額込)

イ きほんプラン (契約電流 60A まで)

基本料金	1 契約につき	30A 契約	857.95 円
		40A 契約	1,145.59 円
		50A 契約	1,430.25 円
		60A 契約	1,715.91 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.69 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.16 円
	300kWh 超過分	1kWh あたり	25.53 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

ロ 【夜】生活フィットプラン (契約電流 60A まで)

基本料金	1 契約につき	30A 契約	857.03 円
		40A 契約	1,142.70 円
		50A 契約	1,414.36 円
		60A 契約	1,663.60 円
電力量料金	デイトタイム	1kWh あたり	31.01 円
	ライフタイム	1kWh あたり	24.08 円
	ナイトタイム	1kWh あたり	19.29 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※デイトタイムは平日 9 時～18 時までといたします。

※ライフタイムは平日 8 時～9 時および 18 時～22 時、休日扱い日の 8 時～22 時までといたします。

※ナイトタイムは毎日 22 時～翌日 8 時までといたします。

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日をいいます。

ハ【昼】生活フィットプラン（契約電流 60A まで）

基本料金	1 契約につき	30A 契約	857.03 円
		40A 契約	1,142.70 円
		50A 契約	1,414.36 円
		60A 契約	1,663.60 円
電力量料金	デイトタイム	1kWh あたり	19.63 円
	ライフタイム	1kWh あたり	24.56 円
	ナイトタイム	1kWh あたり	22.67 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※デイトタイムは平日 9 時～18 時までといたします。

※ライフタイムは平日 8 時～9 時および 18 時～22 時、休日扱い日の 8 時～22 時までといたします。

※ナイトタイムは毎日 22 時～翌日 8 時までといたします。

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日をいいます。

※料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、電力小売供給約款（4.単位および端数処理）の（3）に準じて算定するものといたします。

ただし、その 1 月のナイトタイムの使用電力量は、原則としてその 1 月の使用電力量からその 1 月のデイトタイムおよびライフタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

ニ プラン C（契約容量 6kVA 以上）

基本料金		1kVA あたり	290.48 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.48 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.35 円
	300kWh 超過分	1kWh あたり	25.13 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

<低圧動力>

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、

周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）による算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において従量電灯とあわせてご契約される場合の注意事項

<従量電灯> (5)（需要場所において低圧電力とあわせてご契約する場合の注意事項）に記載のとおりとします。

(6) 料金単価（消費税等相当額込）

イ 低圧動力ワイドプラン（契約電力 50kW まで）

基本料金	1kWh あたり	1,084.93 円	
電力量料金		夏季	その他季
第 1 段階使用量までの 1kWh につき		17.02 円	15.47 円
第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき		19.46 円	17.69 円
力率割引および割増		±5%	

※第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間を乗じた電力量といたします。

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

※力率割引および割増しは、力率が 85%を上回る場合は、基本料金を 5%割増し、85%を下回る場合は、基本料金を 5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は 85%とみなします。

5. 契約容量および契約電力の算定方法

契約容量または契約電力は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは

200ボルトまたは交流単層3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）÷1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732÷1,000

6. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協議の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

- ロ 前3ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3ヶ月間の使用電力量}}{\text{前3ヶ月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量機器によって計算された期日の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。
なお、この場合の計量器の取り付けは、本約款 39. (計量器等の取り付け) に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議いたします。

7. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$\text{1ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第3段階料金適用電力量} = \text{第1段階料金適用電力量と第2段階料金適用電力量にあてはまらない残りの電力量}$$

なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえる時の1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金算定する場合

(イ) 本約款 18. (料金の算定) (1) イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款 18. (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、供給受給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 電気需給契約が終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数に含みません。